# 関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアー業務委託仕様書 (案)

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者(福島県)が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

#### 2 業務名

関西在住の留学生を対象とした県北地方オンラインモニターツアー

### 3 業務の目的等

### (1) 背景

東日本大震災から10年以上が経過し、原子力災害に関連する福島県への風評については回復傾向にあるものの、いまだ根強く残っており、特に東日本に比べて西日本においてその傾向が強い。一方で、風化傾向が進んでおり福島県への関心や応援意向が急速に薄れつつある。なかでも西日本在住の外国人留学生にとって、福島県は遠い土地であり、「原発事故」という否定的な印象が先行し、それ以上の興味関心に結びつかない現状にある。

新型コロナウイルス感染症流行前までは、西日本に在住する留学生を福島県県北地方のモニターツアーに招き、管内の観光資源や地元の方々に実際に触れてもらうことを通して、福島県の現状を理解してもらい、風評払拭等につなげる取組を行ってきた。しかし、コロナ禍により県をまたぐ移動や不要不急の外出の自粛が要請されている現状においては、実際の体験やふれあいを伴う取組が困難な状況にある。

# (2)業務の目的

こうした状況においても、風評払拭と風化対策の取組を継続するため、関西に在住する 留学生をモニターとしてオンラインツアーを実施し、県北地方の観光資源の魅力や現状 の元気な姿を伝えることにより、福島県への興味関心を喚起し、福島県を応援する立場で の SNS 等での情報発信や、コロナ収束後の県北地方へのリアル訪問を促すことを目指す。

※県北地方:福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

#### 4 委託業務期間

契約締結の日から令和3年12月28日(火)まで

## 5 委託業務内容

県北地方の自然や人、観光スポット、特産物等の魅力や良さを、関西にいながら体感・ 疑似体験できるオンラインツアーを企画、実施すること。

※ 本業務の背景や目的を十分に理解した上で、下記(4)に示す参加者の属性を踏まえたオンラインツアーを企画提案すること。

#### (1) 実施回数

1回

### (2) 時間

1時間30分~2時間程度(ただし、2時間を超えないようにすること)

# (3) 実施時期

令和3年11月中

・詳細な日時については、調整の上、最終的に決定する。

# (4)参加者及び予定人数

委託者が指示する関西の専門学校の留学生及び講師 18名程度

- ・留学生の年齢層は19歳~25歳であり、全員が日本語を理解する。
- ・留学生の国籍は半数以上がベトナム国籍であり、その他は、中国、インドネシア、 フィリピン、スペインである。
- ・留学生は日本のホテル業界への就職を目指すコースを専攻している。
- ・参加者は全員、専門学校内の同じ教室(以下、「会場」という。)からオンラインツアーに参加する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては変更となる場合がある。

# (5) オンラインツアーの企画・実施

① 開催方法等

ウェブ会議システム (Zoom) 等を活用して会場と県北地方とをオンラインで繋ぎ、 参加者が関西にいながら現地の様子を体感 (疑似体験) したり、現地の人と交流でき るオンラインツアーとすること。

② オンラインツアーの名称 受託者からの提案とし、協議の上、決定する。

#### ③ 内容

ア 県北地方の観光地や特産物等の中から、参加者の興味・関心が高いと思われるコンテンツを複数選定し、ツアーを構成すること。

イ 選定するコンテンツのうち一つは「土湯こけしの絵付け体験」とすること。

なお、土湯こけしの絵付け体験については、福島県県北地方振興局(以下「振興局」という。)が昨年度実施したオンラインでの「土湯こけしの絵付け体験」と同程度のものとする。

※昨年度の「土湯こけしの絵付け体験」について

- ・土湯温泉観光センター湯愛舞台を配信会場とし、土湯こけし工人組合の工人を 講師として約45分実施した。
- ・絵付け体験に使用する道具として、見本用こけし・白木こけし・絵の具・筆・ パレット・ろくろ等を事前に会場に送付した。(終了後、ろくろのみ返却いた だいた。)
- ・絵付け体験参加者は、オンラインで工人の指導を受けながら、ろくろを使った

絵付け方法で、各自が白木こけしに絵付けを行った。

- ウ 県北地方の特産品を選定し、事前に参加者へ送付すること。また、ツアーの中で 効果的に紹介すること。
- エ 現地からのライブ中継を交えたツアーとすること。
  - ・ツアーの一部のみをライブ中継とすることも可能であること。
  - ・会場とライブ中継先が相互にコミュニケーションをとれるような場面を設定すること。
- オーオンラインツアーに次の時間を含めること。
  - ・冒頭に、振興局職員が趣旨説明等を行う時間(5分程度)
  - ・最後に、参加者からの質疑応答の時間(10分程度)
- カ オンラインツアー当日の行程表をツアー資料(『旅のしおり』等)として事前に 参加者へ送付すること。
- ④ 留意事項
  - ・オンラインツアーは日本語で実施すること。
  - ・会場及び会場側のオンライン端末は、専門学校のものを使用する。(使用料は発生しない。)
  - ・特産品等、参加者に送付する物品等の宛先は別に指定する。(参加者の住所等に個別に送付はしない。)
  - ・新型コロナウイルス感染防止対策として、ツアー中の会場での飲食は原則として不可とする。
  - ・ツアーに関する参加者への連絡は、振興局が行う。

#### (6) オンラインツアー終了後のフォローアップ

- ① モニターアンケートの実施・回収
  - ・参加者に対し、県北地方の魅力がどの程度伝わったか等についてアンケートを実施 し、ツアー終了後3週間以内にとりまとめて報告すること。
  - ・アンケートの項目や内容については、委託者と協議の上設定するものとする。
- ② 情報提供
  - ・参加者の県北地方への興味関心を深めるため、ツアー終了後1か月程度の間において、参加者へ対し県北地方の観光情報等についての情報提供を行うこと。
  - ・情報提供の頻度や方法については提案による。
  - ・情報提供の内容についてあらかじめ委託者の確認を受けて実施すること。

#### (7) オンラインツアーの運営

① 実施計画の作成

出演者手配やツアー先との調整等、オンラインツアー当日までの業務について実 施計画を作成し、あらかじめ委託者の確認を受けた上で実施すること。

② 当日シナリオの作成

オンラインツアー当日の運営体制や出演者の主な発言内容等を記載したシナリオ 等を作成し、あらかじめ委託者の確認を受けた上でツアーを実施すること。

## (8) その他

- ・上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- ・委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

### 6 成果品

# (1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、オンラインツアー当日の様子が 分かる写真を添付すること。

- ・オンラインツアーの実施内容
- ・オンラインツアーの評価や反省点 等

# (2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真 等、一切のデータ等を提出すること。なお、これらの著作権は、すべて委託者に帰属す るものとする。

# 7 その他の提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後に速やかに提出するもの
  - ・業務完了報告書
  - ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

#### 8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

### 9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3)本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材(写真やイラスト等)については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4)受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ 委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生

じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、 委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、 本業務に含まれるものとする。